

参考資料 1

政策評価の実施方法等について

- 1 評価視点 美里町総合計画は24の政策、63の施策から構成されている。政策評価は、「政策・施策形成過程における事務事業の有効性」を評価するものとする。
- 2 評価方法 具体的な評価方法については、「政策・施策形成に係る事務事業編成シート」を基に、事務事業の再編過程（内容）に対し、政策評価委員会から意見をいただくものとする。
- 3 評価対象 評価対象とする施策については、主要課題等を考慮し、評価対象施策を別途抽出して実施するものとする。
- 4 実施時期 「美里町政策評価委員会」の設置から平成25年度当初予算編成までとする。
- 5 その他
 - (1) 政策評価の取り組みを契機とし、今後、宮城大学との地域連携協定の締結及び締結後の具体的な展開に配慮する。
 - (2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」ことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務及び執行の状況について、自ら点検及び評価を行うことが定められている。また、同法において、学識経験者の知見の活用を図ることとしており、このことから、教育委員会が所管する施策については、本政策評価の対象から除くものとする。

～地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）～

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。